

石原健三氏オーラルヒストリー (抄録版)

～社会保険労務士法制定前後の歴史を読み取る～

社会保険労務士制度は昨年12月2日に創設45周年を迎えました。本連載は、オーラルヒストリーの抄録によって、社会保険労務士法の制定当時、各人がどのように判断し行動したのかといった歴史的経緯を2回にわたって明らかにします。社会保険労務士法制定の趣旨を会員の皆さまと再認識するとともに、今後の制度発展を考えるうえで参考にさせていただければと思います。

なお、本連載の原典は社会保険労務士総合研究機構プロジェクト「オーラルヒストリー事業」(主任研究員：石川公彦(明治大学経営学部助教)、研究員：早川佐知子(広島国際大学医療経営学部講師))として石原健三氏にインタビューを行った調査報告



いしはら けんぞう
石原 健三氏 略歴

平成元年5月～平成5年5月／東京都社会保険労務士会会長

平成元年6月～平成7年6月／全国社会保険労務士会連合会副会長

平成5年6月～平成7年6月／全国社会保険労務士政治連盟会長

平成7年6月～平成9年6月／全国社会保険労務士会連合会常任理事

平成9年6月～平成11年6月／全国社会保険労務士会連合会理事

平成7年11月／藍綬褒章受章(社会保険労務士制度の発展に努めた功績による受賞)

平成11年6月～平成23年6月／全国社会保険労務士会連合会常任理事

であり、これを基に事務局で抜粋編集し抄録版として掲載いたします。

1. 石原健三氏の来歴

——社会保険労務士の世界へ

石原：私は昭和5年生まれです。敗戦後の失業時代、昭和26年に日本大学専門部経済学科を卒業し、就職先も少なく困難ななか、姉の紹介で日本法令様式販売所(現株式会社日本法令)の大曾根村治社長にお会いする機会を設けていただきました。

さっそく会社を訪問し、日本法令様式販売所の事業内容についてお話を伺いました。行政窓口に行けば、関係法令の様式の配布を受けられるのですが、その様式を市販するという独特のビジネスをしていると言うのです。

神田に本店があり、必要とする人たちが求めに来る。法律には、弁護士、行政書士、それから司法書士という制度がある。税務・会計には、税理士、公認会計士、当時は計理士もありました。しかし、いちばん様式の種類が多い労働社会保険関係に専門士業が無い。「これはおかしい。将来、必ず士業ができる」と言われました。

ましてや戦後、民主化ということで、新憲法のもとに労働関係、社会保険関係の法律が矢継ぎ早に制定されてきている。当時100を超える「様式」があり、これは厚生省、労働省、両方の関係で必要とされている。このような状況で、今後、専門士業ができた場合には、非常に重要な仕事になると。

戦後いろいろ制定された関係法規の中に、労働基準法があります。当時としては高度な法律規定で、中小企業みずから処理することは困難に近い。「これは必ず近い将来、身分法ができる。君のような若い者が、これはおおいに挑戦すべき仕事だ」と。学

生時代にはいろいろアルバイトをし、そういう経験から見て、また、将来性とか仕事の内容などから見て、非常に関心が高かったので、そのひと言で「これをやるべきかな」と。すでに小学校教師への進路を考えておりましたが、そのことはどこかに飛んでしまったような心境となり、労働社会保険関係の専門士業に挑戦する選択を決心しました。

——大曾根さんのところに就職をされたのですね。

石原：はい、日本労務協会です。神田地域は商店も中小企業も多い所でしたから、法令様式の販売をしながら、質問があれば親切に対応する仕事をしていました。法令様式を取り扱ううえで、きちんと相談窓口を設置したいと社長がお考えになり、日本法令に日本労務協会を併設したのです。要するに中小企業に対する相談指導を始めたのですが、今度はそれに対する手続を実務的に求められるので、「それでは、会員制度でやろう」ということになり、いまで言う顧問先がどんどん増えてまいりました。

ことに神田では、製本とか印刷の業種組合との関連も出てきたことで、組合とのタイアップで説明会をするといったサービスをしました。また、逆に事業組合などが企画して、説明を依頼されることもありました。たとえば、労働安全週間があれば、それにちなんで企画して、説明会をやるとか。

実務的な代行は、当然、一つの仕事のメインでしたけれども、そのほかに、地域社会における貢献にも取り組んでいく。こういうことが私の最初の職場での体験です。

2. 主要人物との出会い

——大曾根氏、三浦氏、戒田氏、柏木氏

2-1. 大曾根村治氏と日本労務協会について

——日本労務協会の会長は、日本法令の大曾根社長が兼ねていたのですか。

石原：日本法令の社長が兼ねていました。そして、その所在地は、神田の日本法令様式の本社の建物で、2階を協会事務所として使用していました。

顧問先については、当初は1人15件ほどの担当制でしたけれども、だんだんと組織的にこなすようになり、200件ほどをシフト制で回すようになりまし

た。

——その顧問先を増やす過程は、どのようなものでしたか。

当時、社会保険の適用や雇用保険など、新卒求人の場合に適用される法律が整備されたことで、その時期に全国から相談指導や手続依頼が多くなってきました。

それから、労働基準法を普及させるために、女子年少者の時間外労働などについて労働基準監督官が企業を臨検し、違反がある場合に是正勧告を出しました。この勧告に対して、企業として改善報告で対応するための相談も多くなりました。

また、1人以上の労働者を雇えば、毎年4月1日に適用事業報告を提出する報告期限がありました。そこで、新聞の折り込みに、「これはこういうもので、いつまでに出さなければ労働基準法違反です。罰則があります。」というようなことを書きました。そこに協会の名前を入れて、翌日から顧問先の獲得と言いますか、企業への普及活動をしました。

そのほかにも、各業種団体での事業企画に参加するなどして、仕事の拡張を進めてきました。

2-2. 三浦萬亀男氏について

石原：東京の江東区亀戸で三浦萬亀男さんという方が、ボイラー関係の国の検査機関である協会の責任者についていました。

その協会の傘下にいる下町の工場に対する相談指導に、三浦さんは非常に熱心に取り組んでいました。この方が業界の先達で、いちばん事業的な展開をしていたと言えます。

その一方で、日本法令の大曾根社長は、今でいうチェーンストア方式のように、東京全体、または日本全体に伸ばせないかと考え、法令様式の特約店システムを作りました。

そして、さきほど述べた三浦さんは、ボイラー関係の検査機関をやるほか、昭和23年に自身で「実務研究所」をつくったので、使用する「様式」が非常に多くなったのです。そのため、傘下の企業で特約店をやることになり、大曾根さんと三浦さんの連携が始まったのです。これは社会保険労務士制度の最初の企画と言えます。

特に、三浦さんは、当時の亀戸の労働基準監督署の署長から、「中小企業の育成というのは大切なことだから、あなたが中心になってこの代行業務を制度化できるように取り組んでほしい」という話をされたのです。

それで三浦さんは、さっそく大曾根社長に話をしましたところ、それは願ってもない話なので、ぜひ、そうしようということになりました。

2-3. 戒田集氏と柏木高美氏について

そして今度は、東京労働基準局次長を退官後に業界入りした戒田集さんという方がおられまして、この方にも相談しましたら、「自分も東京労働基準局の次長をやって退官したけれど、誠に的を射た話だ。」と賛同されました。

それと、もうお一人、日本労働基準協会を東京都港区で柏木高美さんという方が主宰しておりました。この方が、亀戸の方に転居されて、三浦さんと意気投合された。ここに、三浦さん、戒田さん、大曾根さん、柏木さん、この4人が、正に業界の統合と制度化についての合意をし、取り組みを始めました。

たまたま三浦さんはボイラー関係の検査機関をしていて、その許認可を出すのが労働省でした。そこに労働省出身の斎藤邦吉さんという国会議員がおられました。三浦さんとともにこの問題に対する進展に対して非常に関心をもっていて、行政経験上から必要だととらえていたわけです。

それから、当時の労働省労政局長である中西實さん（後の全国社会保険労務士会連合会名誉会長）のところへ話をしに行きました。これは戒田さんが、「この話なら中西さんのところへ」ということで伺いました。その話をお願いに行ったら、「それはもう私が考えていることだよ」ということで、行政とのコンタクトがそこにできてきました。そうであればさっそくにこれを一つの身分法に推進するようということで、取りかかり始めたのです。

3. 労務管理士業界の統一へ

3-1. 「東京都労働事務管理団体連合会」の設立

本当に喜ばれ、必要とされる仕事には、必ずニーズがあります。しかし、当時はまだ玉石混淆で、保

険料と手数料を一緒に預かって使い込んでしまうとか、「これは違反じゃないか」などと中小企業の経営者の弱みにつけ込んで、法外な手数料を取るところが一部で出てきました。

こういうことが、社会問題として出てきたことで、「これを放置してはならない。ひとつ団体を結成しよう」という機運になりました。そこで、「東京都労働事務管理団体連合会^{*1}」という名称で設立を目指しました。五十数名がそこに加盟して、会長をだれにするかということになりました。新たに出発する団体の人事問題というのはどこでも問題になるのですが、行政経験のある戒田さんが適当だということになり、団体の出立が整ったのです。

※1 東京都労働事務管理団体連合会

昭和30年設立。結成とその活動は、わが国における草創期の「労務管理士」活動に一定の方向づけを行い、ややもすれば乱れがちな代行業務活動に明確な社会的使命感を注入し、秩序ある代行業務の推進を図り、社会公共の福祉に貢献しようとするものであった。結成の翌年には、大河内一男東京大学教授（後の東京大学総長）など当時の一流の講師による、延べ120時間に及ぶ「労務管理士講習会」を開催した。

3-2. 社団法人労務管理協会について

——石原先生が独立された昭和31年に、「社団法人労務管理協会」が設立されています。

石原：「東京都労働事務管理団体連合会」は任意団体ですから、発展的に解消し「社団法人労務管理協会^{*2}」をつくろうということになったのです。

そして、昭和32、33年ごろから労働省における「労務士法」制定の動き（客観条件未成熟のためとりやめ）が表面化したことで、近い将来「労務管理士」の身分法が成立することを予見し、2、3日の講習で「労務管理士登録証」を発行するといった、いろいろな団体が乱立する混迷のなか、法制定へ進めていくなれば、労働省としても業界の統制は必要だということになりました。業界を統合整理していく意味でも、中心となって「労務管理士」の資格付与を出す団体をつくる必要となったことから、

※2 社団法人労務管理協会

昭和31年労働省許可。労務管理に関する調査研究を行い、労務管理に従事する者の資質の向上およびその業務の進歩改善を図り、もって産業経済の発展に寄与することを目的として設立された。

「日本労務管理士連合会^{*3}」が設立されました。

4. 労務管理士と社会保険士の統合へ

4-1. 労務管理士団体と社会保険士団体の並立

——労務管理士団体と社会保険士団体との関係はどうだったのでしょうか。

石原:「社団法人日本社会保険士会^{*4}」に、労務管理士側の代表である柏木さんと戒田さんのお二人が役員に就任していましたし、一般の労務管理士も加入して会員になっていました。

私たちは両方の団体に入っていないと、行政のいろいろな業界に対する恩典に浴せないものですから、会費の二重払いをする必要があったわけです。

たとえば、算定基礎届を提出するときは、「源泉徴収簿、賃金台帳、出勤簿を持ってきてください」と言われるのですが、社会保険士会の会員になっている場合は、それを免除してもらえます。その代わりに、「どこの会社を顧問としているかという受託届を出してください」という条件をつけられました。

行政の基本は法律の適正適用ですから、そういう裁量はよいのですが、一般事業所や、労務管理士のなかでも、受託名簿を出していないような方については、格差みたいな状況が生まれていました。

私たちもそういう便益のためだけではなくて、自分たちの将来の身分法をつくるとか、一つに結集し

※3 日本労務管理士連合会

昭和34年設立。労務管理士と名乗る任意団体が続々と誕生する事態を放置しては、秩序ある労務管理士としての業務に重大な支障をきたすばかりか、将来の身分法制定への影響もあるとして、労務管理協会と同根の姉妹団体として設立された。労務管理士の研究調査啓蒙団体としては「社団法人労務管理協会」が、業者団体としては「日本労務管理士連合会」があたるという役割・任務分担による2団体併存方式でスタートした。

その後、昭和38年に2団体が統合され、「社団法人日本労務管理協会」が発足。さらに昭和40年に「社団法人日本労務管理士協会」への定款変更が認可されたことにより、「労務管理士」の専門団体であることが明確となった。

※4 社団法人日本社会保険士会

昭和41年設立。昭和42年社会保険庁許可。社会保険に関する専門的知識を有する者の資質の向上を図るとともに、社会保険制度の趣旨普及に努め、もって社会保険事業の健全な発展に寄与することを目的として設立された。

ていくという意味において、大義のもとに両方に入るといっても、気持ちとしてはあったということです。

4-2. 社会保険労務士法の制定（昭和43年）

——労務管理士団体と社会保険士団体の存続

法制定にあたって、両団体を一本化する話が出てきました。しかし、両団体の立場の差、沿革の違いや、名称の問題などから、組織規定の無い身分法として昭和43年に社会保険労務士法が制定されました。議員立法では、どこか反対があれば、法律ができないことがあります。身分法で組織規定のない士業なんて、普通はないのですけれども。

この組織問題については、日本社会保険士会は古井喜實会長、日本労務管理士協会は中西實会長が、法制定後の昭和45年に会談を行い、昭和46年に申し合せ書に調印しました^{*5}。

※5 申し合わせ調印後の流れ

申し合わせ書は、諸般の事情により組織問題の解決は将来に託さざるを得ず、一時中断とするものであった。両団体はそれぞれの立場で組織強化策をとり、昭和46年、「社団法人日本労務管理士協会」は「社団法人日本社会保険労務士会連合会」を設立、「社団法人日本社会保険士会」は定款変更により「社団法人日本社会保険労務士会」へと改称した。その後、両団体の一本化の動きは、法制定5周年、社会保険制度の画期的な大改正を迎えた昭和48年から法改正問題を軸にして急速に成熟化の道をたどることになった。

4-3. 第1次（昭和53年）法改正

——両団体の一本化

事務の範囲の拡大、法定団体への移行、登録制（第2次改正で実現）への移行といった、法改正を行うためには、団体が一本になることが必要でした。そこで団体一本化問題でなかなか事態の進展が見られないなか、昭和50年に古井会長と中西会長による会長会談が行われ、両団体一本化への確認がされました。

そして中西会長は、昭和51年の「社団法人全国社会保険労務士会」設立にあたり、元厚生大臣の古井喜實さんを会長にして、自分は会長代行になるという度量の大きい判断をしました。その結果長年の懸案であった両団体の統合がなり、「社団法人全国社会保険労務士会」として一本の形で法改正運動が推進できる基盤が確立されたのです。



(社) 全国社会保険労務士会設立パーティー (昭和51年) の様子。左から内田・永野副会長、古井会長、中西会長代行、柏木・川口副会長



(社) 全国社会保険労務士会昭和53年度通常総会。社会保険労務士法施行10周年を迎えた総会で、「新団体設立」を承認

その後の第1次(昭和53年)法改正により、いよいよ法定団体である「全国社会保険労務士会連合会」ができます。ここでは、中西会長、古井名誉会長としました。それまでの中西会長のご判断は当然必要であり、労多くしてきたわけです。

4-4. その後の法改正—登録制の問題を中心に

昭和56年の第2次法改正で免許制から登録制になりました。しかし、開業者のみが都道府県社会保険労務士会への強制入会だったので、やはり組織強化のため、それから、ほかの士業の状況を見ても、基本的にはやはり勤務等を含めた全員が入会しなければならない登録即入会制度が必要だということになりました。

そして第2次法改正の登録制から、平成5年の第4次法改正で登録即入会制度として、会員基盤を強化したということです。

会社勤務の方とか、年金生活者の方が登録、入会して会費を払うということには議論が噴出してきました。しかし、大義名分、身分法の法定団体の制度としては、そこが漏れているような形では、社会の要請にはこたえられません。登録即入会制度によって、社会貢献を果たす士業として具現化されてきたのです。(第2回につづく)

投稿・投書をお待ちしています!

『月刊社労士』では、労働社会保険各法や社会保険労務士業務全般に関すること等について、会員の皆さまからの投稿・投書をお待ちしております。

文字数等

- ・よこ書き、常用漢字、新かなづかいでお書きください。
- ・文字数は3,000字以内をお願いします(本誌2頁相当)。
- *表やグラフ等を掲載する場合も、2頁以内に収まるよう文字数の調整をお願いします。
- *パソコンで作成した場合は、原稿とともにデータを保存したCD-Rをお送りください。

その他

- ・掲載にあたっては一部修正をお願いする場合がございますのでご了承ください。
- ・原稿、写真等は返却いたしません。また、投稿掲載の可否の問い合わせについては、一切応じかねます。

送付先

〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館

全国社会保険労務士会連合会 業務部広報課

- ・氏名(ふりがな)、所属会、住所、連絡先電話・FAX番号を明記してください。